

第1回 京都市いじめ問題調査委員会会議 議事要旨

1 日 時

令和7年8月7日（木） 12時30分から15時まで

2 場 所

京都市教育相談総合センター（こどもパトナ） 1階会議室

3 出席者

＜委員＞

安西敦委員、大塚千華子委員、周防美智子委員、中野澄委員（委員五十音順）

＜京都市教育委員会＞

清水教育企画監、福知教育相談総合センター所長、油谷生徒指導課長、
相原担当課長、半田育成指導係長、堀係員

4 議 題

- 1 運営要綱の策定
- 2 重大事態の審議

5 議 事

（相原課長）

皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから第1回京都市いじめ問題調査委員会会議を開催いたします。

私は、本日委員長に進行をお渡しするまでの間、進行を務めます。教育委員会事務局生徒指導課担当課長の相原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本会議につきまして、5名の委員の先生にご依頼をさせていただいており、本日、そのうち4名の委員にご出席をいただいております。京都市いじめ問題調査委員会規則第4条第3項により過半数の委員が出席していることから本会議が成立していることをご報告させていただきます。委員については後ほどご紹介させていただきます。

次に、本会議の位置づけについてご説明いたします。資料2の方をご覧ください。京都市いじめ問題調査委員会は、京都市いじめの防止等に関する条例第16条に基づき、

重大事態に関する事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議するために設置されている常設の機関となります。本日は、その第1回目の会議となりますので、当委員会の委員長と副委員長選任の後、運営要項の選定および重大事態についてご審議いただくことになります。

次に、会議の公開についてご説明いたします。本委員会は本市の附属機関に設置されているため、京都市民参加推進条例第7条により原則公開となりますが、当該条例に規定する非公開事案に該当する場合には、非公開とさせていただきます。そのため、本日の会議におきましても、後ほど一部非公開の可否について委員の皆様にお諮りする予定です。本日、傍聴にお越しの皆様におかれましても、予めご承知おきいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。 それでは開催にあたりまして、教育企画監の清水よりご挨拶を申し上げます。

(清水教育企画監)

皆さん、こんにちは。京都市教育委員会教育企画監の清水でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、京都市いじめ問題調査委員会の委員としてご就任いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

本市では、一人一人の子供を徹底的に大切にするという教育理念のもとに、全ての子供たちが安心して学び、また健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいるところでございます。いじめ問題への対応につきましても、その根幹は非常な課題があると考えておりまして、教育現場においても不断の取り組みが求められているところでございます。令和5年度の数字になりますけれども、本市では小学校で約1,800件、中学校で約1,300件がいじめ認知されているところでございます。そのうち令和6年度には小学校で4件、中学校で5件が疑いも含めまして、重大事態となっているところでございます。この間、こうした重大事態に対しましては、関係する児童生徒が安心して学校生活を送れるようになるために、適切な指導、継続的な支援を一体的に進めていくという教育的な視点を持ちながら、基本的には学校を調査主体といたしまして、教育委員会が学校の調査をサポートするという形で取り組んでまいりました。しかしながら、令和6年度に重大事態と認定した小学校の事案につきまして、この間、教育委員会と被害の保護者の方とも、今後の重大事態にかかる調査のあり方についてご相談させていただく中で、本事案にかかる学校の対応状況の確認を進めていくのにあたりまして、学校または教育委員会の職員が調査に関わるのではなく第三者の方々に調査自体を担っていただくの

が適切と判断いたしまして、本市といたしまして、京都市いじめ防止等に関する条例第16条に規定する京都市いじめ問題調査委員会を開催し、本事案に関する客観的で中立的な調査をお願いすることになりました。委員の皆様方の法律、福祉、心理、学識経験等各分野における専門性も踏まえ、先ほど事務局から説明をさせていただきました通り、本事案に関しまして、今後の調査方針の確認、具体的な調査の推進をお願いするとともに、今後の再発防止策に向けたご意見もお願いしたいと考えているところでございます。我々教育委員会といたしましても、学校において、関係する児童生徒の今後の健やかな学びと育ちに向けて、しっかりと取り組んでいくことはもちろんでございますが、調査報告を受けて、今後子供たちが安心して健やかに過ごせる学校づくりにより一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。皆様におかれましては、大変ご多忙の中とは、存じますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(相原課長)

次に委員の皆様のお名前を五十音順でご紹介させていただきます。資料5をご覧ください。名前の紹介だけさせていただきます。安西敦委員です。大塚千華子委員です。周防美智子委員です。中野澄委員です。なお、岩本脩平委員につきましては、本日欠席となります。以上の5名でいじめ問題調査委員会を運営いただくこととなります。それでは議事に移ります。本委員会の議事進行については、京都市いじめ問題調査委員会規則第3条第3項及び第4条第2項により委員長が行うこととされております。また、本委員会の委員長、副委員長につきましては、同規則第3条第2項の規定により、委員の互選ということになっておりますが、この委員長、副委員長の選任につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。委員長選任からですが、ご意見ございますでしょうか。

(中野委員)

資料1のご職業を拝見しておりましてやはり、弁護士の方が委員長が適切ではないかなというふうに思います。合わせて、臨床心理士等の資格を持っておられるということで、安西先生に、委員長の職を推薦したいと思っております。

(相原課長)

その他先生方、ご意見ございますでしょうか。 特にないようであれば、安西委員の

方に委員長をお受けいただけますでしょうか。

(安西委員)

はい。

(相原課長)

ありがとうございます。委員長には安西委員がご就任いただくことといたします。次に副委員長につきまして、合わせて互選ということで、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(安西委員長)

副委員長に関しましては、中野委員にいかがでしょうか。

(他委員から反対意見なし)

(相原課長)

それでは中野先生、副委員長ということで、お願いできますでしょうか。

(中野委員)

よろしくお願いします。

(相原課長)

ご異議がないということで、委員長には安西委員、副委員長には中野委員にお願いしたいと思います。

それでは、今後の議事進行につきましては、安西委員長の方をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

(安西委員長)

委員長に選任されました安西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。内容に関してなんですけれども、まず手続き上のことで運営要項を決めないといけないところなんですけれども、内容について事務局の方からお願いできますか。

(相原課長)

本委員会の運営要項について、ご説明をさせていただきます。資料4の方をご覧ください。本要項は、当委員会の運営に関して、必要な事項を定めるものであります。それが趣旨として第1条に記載されております、第2条につきましては、web会議の方法ということで、オンラインでの参加等を認めるということを定めておるものでございます。第3条につきましては、会議の公開について、原則的に公開する。公開しない場合に関して、例示をしているものです。第4条につきましては、議事録の作成等について、第5条については委員の守秘義務について、定めております。第6条につきましては、進捗の状況等に応じて、教育委員会に審議の状況を報告いただくということを定めさせていただきます。要綱案については以上となります。

合わせて京都市いじめ問題調査委員会会議傍聴要領についてもご説明いたします。資料5になります。こちらの方に関しては、要領は一定のルールの下で市民の皆様に傍聴いただくというものであり、第一に傍聴の手続きにつきまして、第二に、傍聴者が遵守すべき事項につきまして、第三に会議の秩序について規定をしております。なお、先ほどの要綱およびこの要領に庶務という文言が出ておりますけれども、この庶務につきましては、生徒指導課の方が担当をさせていただくこととしております。以上で説明の方を終わらせていただきます。

(安西委員長)

運営要綱と傍聴要領合わせまして質問とかご意見とかございますでしょうか。ちょっと見ていただいて。皆さん検討は、大丈夫でございますか。特にないようでしたら、この内容でよいかということについて、採択をすることになりますけれども。意義等ある方はございませんでしょうか。

(中野副委員長)

他のすべてには案がついていないのに、この運営要綱だけ案がついているのは、どういう意味でしょうか。

(相原課長)

京都市いじめ問題調査委員会規則の方ですね、会議の運営に関わることにしましては、委員長が定めるということになっておりますので、この場の審議を持って「案」が消えるということで、今案を書かせていただいております。

(安西委員長)

でしたら、他に御意見がないようでしたら、採択の方にうつりたいと思いますけれども、京都市いじめ問題運営要綱案について要綱として進めるということによろしいでしょうか。全員賛成ということで、採択いたします。傍聴要領についても、採択はよろしいでしょうか。この内容で進めるということによろしいでしょうか。全員賛成ということで、採択させていただきます。

次の内容に入っていきますけれども、これから具体的なところについての検討に入っていきますが、審議については個人に関する情報を扱うということになりますので、京都市公開条例第7条に該当しますので、ただいまより非公開ということにさせていただきますが、皆さまよろしいでしょうか。意義がございませんということなので、この時点から会議については非公開とさせていただきます。非公開とするということになりましたので、傍聴の方、報道機関の方についてはご退室をお願いできますでしょうか。

<非公開>

- ・重大事態の調査手法等について検討を行った。
- ・今後のスケジュールについて検討を行った。